

指定管理施設における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和2年5月4日変更）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公益社団法人全国公民館連合会が作成する「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び公益社団法人日本図書館協会が作成する「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、木更津市市民活動支援センター及び木更津市金田地域交流センターの開館再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防対策としての基本的な考え方を示すものである。

なお、緊急事態宣言の解除後に改めて示される対処方針、県からの要請や近隣市の動向等に伴い、当該ガイドラインをその都度変更することがあるものとする。

1. 利用に関するガイドライン

(1) 基本的な対策

- ① 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（添付）に基づく基本的な感染対策を行うことを前提とする。
- ② 「集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場」を避けるための提言（専門家会議3月19日）を踏まえ対応する。
 - ・換気が悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
 - ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
 - ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密着しない）

(2) 施設での対策

- ① 発熱等の症状がある方、風邪症状のある方の利用はできない。
 - ・来館前に検温を行い37.5度未満であることを確認すること。
 - ・来館時、体温測定等を行う。
 - ・2週間以内に、37.5度以上の発熱や風邪症状のあった方の利用はできない。また、同居のご家族が体調不良の方も利用を控えること。
- ② 手洗い、手指の消毒を徹底すること。
- ③ 換気を徹底すること。
 - ・扉や窓などを開けること。
 - ・30分に1回以上、5～10分程度窓を全開にするなど室内の換気を行うこと。
 - ・換気のできない部屋の使用は禁止する。
- ④ 多くの人が近い距離に滞留しないこと。（手の届く距離で集まらない）
 - ・人と人之間を2メートル（最低でも1メートル）開けること。
 - ・長机には社会的距離を保って座ること。

- ・部屋の定員の2分の1以下の人数で利用すること。ただし不特定多数の参加者の場合は、定員の4分の1以下とすること。
 - ・50人を超える活動は行わないこと。
 - ・人と人が真正面になることはできる限り避ける。
- ⑤ 「近距離での会話」「大声を出したり歌うこと」「直接手を触れるなど身体的接触のある行動」「通常時より呼気が激しくなるようなダンスや運動」は行わないこと。
- ・マスクを着用し、咳エチケットに努めること。
 - ・大きく息を吐き出すような活動は行わないこと。
 - ・水分補給以外の飲食、調理を伴う活動は行わないこと。
- ⑥ 活動後は利用施設の消毒、清掃の徹底に努めるとともに、施設管理者へ確認依頼をすること。
- ⑦ 団体・サークルの代表者及び主催者は、参加者名簿を作成し、連絡先を把握すること。また、施設利用開始前に別紙「新型コロナ感染拡大防止対策チェックリスト」を記入し、施設管理者へ提出し、施設管理者から写しを受け取ること。
- なお、参加者名簿は提出する必要はないが、代表者等が管理し、感染者が出た場合は速やかに施設管理者へ連絡をすること。(必要に応じ名簿の提出を求める場合がある)
- ⑧ 1回の活動時間は、原則2時間以内とし、利用後の退館は速やかに行うこと。フリースペース等においても同様とする。
- ⑨ 施設利用料金は条例に規定する料金のとおりとする。
- ⑩ フリースペース等の利用においては、利用者届出書を施設に提出すること。
(小学生以下の利用は、保護者等の同意を確認したうえでの利用となる。)
- ⑪ 主催事業については、当面開催中止とする。

(3) 図書コーナー（木更津市金田地域交流センター）

- ① 段階的開館とする（3密を避けるため）*自粛要請解除日の翌日を基準日とする。
- ・貸出予約の受付を再開する。
 - ・休館前に予約していた利用者に対する貸出可能日の連絡を行う。
 - ・返却の受付を再開する。
 - ・当面の間、貸出・返却・予約のみの業務とし、閲覧は禁止とする。
- ② 発熱等の症状がある方、風邪症状のある方の利用はできない。
- ・来館前に検温を行い37.5度未満であることを確認すること。
 - ・来館時、体温測定等を行う。
 - ・2週間以内に、37.5度以上の発熱や風邪症状のあった方の利用はできない。また、同居のご家族が体調不良の方も利用を控えること。
- ③ 多くの人が近い距離に滞留しないこと。
- ・人と人之間を2メートル（最低でも1メートル）開ける。
- ⑤ 近距離での会話、大声を控え、直接手を触れるなど身体的接触のある行動は行わないこと。
- ・手洗い、手指の消毒を徹底すること。

- ・マスクを着用し、咳エチケットに努めること。
- ・カウンターでは、透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染を防ぐ。
- ・ unnecessaryな会話について注意喚起する。
- ・水分補給以外の飲食は行わないこと。

2. 施設管理のガイドライン

(1) 館内全体に共通

- ① 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ② 他者と共有する物品やドアノブなどの手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベータのボタンなど）に留意する。）に留意する。
- ③ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ④ 長時間の滞在や、大声での会話をしない。
- ⑤ 人と人が真正面になることはできる限り避ける。
- ⑥ 飲食は禁止とする。
- ⑦ 机・椅子を配置している場合は、間隔を置く。
- ⑧ 常時換気を行う。
- ⑨ 利用者の来館前の健康状態によっては来館を控えることをあらかじめ周知する。

(2) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、消毒を行う。
- ② トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ トイレの混雑が予想される場合、間隔を空けた整列を促す。
- ④ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

3. 施設の開館について

(1) 開館再開日 令和2年6月2日（火）

(2) 開館時間 通常の開館時間とする。

- ・市民活動支援センター：午前9時から午後9時30分まで
- ・金田地域交流センター：午前8時30分から午後9時30分まで